

名護市長 稲嶺 進 殿

沖縄総合事務局

北部国道事務所長 照屋 正史



第176回名護市議会定例会における一般質問に対する答弁について

平素より道路行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成26年10月6日名護市議会定例会における宮城安秀議員からの一般質問事項（キャンプ・シュワブゲート前歩道にて普天間移設反対運動を展開する団体に対して市長の見解を求めます）に対する名護市答弁について、一部事実誤認が見受けられます。当局の見解を下記のとおり申し上げますので答弁の訂正をお願い致します。

また、当局所掌に関わる議会对応の照会については、趣旨、質問者氏名、所属、質問内容、照会事項等を書面にて明確にしたうえでを行い、答弁内容については当局の確認を得たうえで答弁していただくよう要請致します。

記

- 1 「沖縄総合事務局によりますと、当該運動の状況から判断すると自由行動の一形態であり、使用占用に関する申請自体必要がないと認識している」との答弁内容について

道路法における占用とは、工作物や物件等を道路上に設け、継続かつ排他的に使用することであるため、座り込みや抗議活動については、占用にはあたりません。しかし当該個所におけるテントやのぼり旗等の物件の設置については、抗議活動の一部をなしており、これらの物件は明らかに許可を要するものであるため、使用占用に関する申請自体必要がないとの認識はあきらかに事実誤認です。なお、占用目的等から占用が認められるものではありません。

また、当局北部国道事務所では、これら不法占用物件の撤去を求める行政指導を定期的に市民団体責任者に対して実施しているところであり、歩行者の通行の支障又は危険が及ばないように引き続き道路パトロール等により抗議活動を注視していくこととしています。

2 「道路管理者である沖縄総合事務局が自らの責任において当該運動の実施状況を適正に把握し、見解を示している」及び「当該運動が道路管理者の了解の下に実施されている、適正かつ正当なものであると認識しております」との答弁内容について

1 でも述べたように抗議活動と一体とみなされるテントやのぼり旗等については、道路管理者の許可なく設置されたものであり、また占有目的等から占有が認められるものではないため、現地の責任者に対して、撤去の指導を今後も継続して行っていくこととしています。

よって、「当該運動が道路管理者の了解のもと実施されている、適正かつ正当なもの」との発言は明らかに事実誤認です。